



2026年度夏季手当の算定基礎をめぐり 団体交渉で議論していきます！

2026年度夏季手当「基礎額」要求（申第32号）

★2026年度夏季手当の「基礎額」は、以下の賃金の月額
の合計額とすること。

- ①職務能力給（議論中）
- ②マネジメント手当（議論中）
- ③業務手当（議論中）
- ④住宅等手当・地域額（議論中）
- ⑤扶養手当（議論中）

【参考】労働協約（労働条件に関する協約）
第22章 期末手当
（支給額）
第371条 期末手当の支給額は、次の算式
により算定して得た額とし、基準額につい
ては、交渉して決定する。
$$\text{基準額} \times (1 - \text{期間率} \pm \text{成績率}) = \text{支給額}$$

なお、住宅等手当の地域額は全社員一律45,000円とし、
扶養手当は廃止せず、扶養する者1人につき一律20,000
円とすること。

また、普通障がい者は年齢を問わず扶養親族とすること。

これまで期末手当の基準額における「基礎額」は、経営側との団体交渉議論を経て「基準内賃金（基本給、管理手当・技術手当・教育手当、都市手当及び扶養手当）」としてきました。しかし、現在も継続議論中である「新たな賃金制度」では、これまでの賃金体系と構成、手当額も異なることから、2026年度夏季手当における基準額を検討していく上で、その構成要素となる「基礎額」について労使で協議する必要があります。

東日本ユニオンは2月19日に申第32号「2026年度夏季手当の基礎額に関する申し入れ」を提出しました。2026年度夏季手当の算定基礎をめぐり、団体交渉で「役割遂行賃金になる予定」としている経営側と議論していきます。